

# 川口市役所新庁舎 2 期棟における自動販売機設置事業者公募要項

## 1 自動販売機設置の目的

市民サービスの向上と災害時における被災者等の飲料水の確保を図るとともに、収益を本会が川口市内において各種福祉事業を行ううえでの財源とし、公共の利益に資することを目的とする。

## 2 参加資格

次の要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 川口市内または埼玉県内に本店、支店または営業所を有すること。
- (2) 仕様書に定める業務を確実に履行できること。
- (3) 国、地方公共団体またはその他の法人等で3年以上の自動販売機の設置実績を有しており、かつ誠実に業務を履行していること。
- (4) 暴力団等（川口市暴力団排除条例に規定される暴力団、暴力団員等及び川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定される暴力団関係者、暴力団関係業者）との関係を有していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する事業者ではないこと。ただし、その事実があった後3年を経過している場合を除く。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている事業者または民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者ではないこと。
- (7) その他、公序良俗等に反するなど、本会または川口市が自動販売機の設置を契約するに不適切と判断される事業者ではないこと。

## 3 設置場所及び設置台数

### (1) 設置場所

川口市役所 新庁舎 2 期棟

### (2) 設置台数

1 階（2 台）、2 階（2 台）、3 階（1 台）、4 階（1 台）、5 階（1 台）、  
6 階（2 台） 計 9 台

階	自動販売機番号	商品種別
1 階	①	缶・ビン・ペットボトル・紙パック
	②	缶・ビン・ペットボトル・紙パック
2 階	③	缶・ビン・ペットボトル・紙パック
	④	缶・ビン・ペットボトル・紙パック
3 階	⑤	缶・ビン・ペットボトル・紙パック
4 階	⑥	缶・ビン・ペットボトル・紙パック
5 階	⑦	缶・ビン・ペットボトル・紙パック
6 階	⑧	缶・ビン・ペットボトル・紙パック
	⑨	缶・ビン・ペットボトル・紙パック

ブロック	自動販売機番号
A	① ・ ④ ・ ⑨
B	② ・ ⑥
C	③ ・ ⑧
D	⑤ ・ ⑦

※9台の自動販売機を右表の4ブロックに分け、ブロックごとに設置事業者を決める。

#### 4 契約期間

設置日から令和10年3月31日（金）

※ただし、本会または川口市から指示がある場合はこの限りではない。

※自動販売機設置予定日は令和7年6月30日（月）となっているが、当日は什器の納品を予定していることから、搬入は本会または川口市が指定する日時に行うこと。また、現在建設工事を行っていることもあり日程の変更が生じる可能性もある。

#### 5 仕様

「川口市役所新庁舎2期棟 自動販売機設置に関する仕様書」のとおり。

#### 6 申込み手続き

##### (1) 提出書類

公募に申し込む場合は、以下の書類を本会の担当窓口へ直接持参するものとし、他の方法での提出は認めない。

- ①自動販売機設置事業者公募申込書 【所定用紙①】
- ②自動販売機設置提案書 【所定用紙②】
- ③事業者の概要や他での設置実績等がわかるもの（任意に作成。会社のパンフレットなどでも可）
- ④販売品目、設置機の外形寸法等がわかるもの（任意に作成。カタログなどでも可）
- ⑤その他、上記②提案書の添付書類など

##### (2) 申込上の注意

- ・公募に申し込む場合は、必ずAからDまでの全ブロックを申し込むものとする。
- ・1つの事業者が設置できるのは、1ブロックのみとする。ただし、申し込んだ事業者が4社に満たないなど、特別な事情がある場合はこの限りではない。
- ・申し込みにあたっては設置を希望するブロックの順位を提案書に明記すること。また、希望順位を下位としたブロックへの設置が決定された場合であっても、辞退することは認めない。

##### 【市役所新庁舎2期棟について】

- ・新庁舎2期棟の工事終了は令和7年6月下旬に予定されています。令和7年7月は什器の搬入、令和7年8月からは事務所移転となり、川口市職員または移転の関係業者の利用が主になります。
  - ・来庁者が多い窓口関連部署は新庁舎2期棟に移ることが予定されています。
- ※新庁舎2期棟の建設計画の詳細を川口市のホームページ等で確認したうえで、本公募にお申し込みください。

##### (3) 受付期間

令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）

(4) 注意事項

- ・提出後の書類の変更や返却には応じない。
- ・提出された書類は、本会情報公開規程により公開する場合がある。

## 7 設置事業者の決定方法

(1) 選考方法

- ・提出書類を審査して点数化したうえで、選考会により設置事業者を決定する。
- ・基本的には点数が最も高い事業者に決定するものとし、必要に応じて各事業者の希望順位を勘案するものとする。なお、点数が同点の場合は市内業者を優先し、同点の業者がいずれも市内業者である場合は、選考会の審査により決定する。

(2) 評価の基準

項目	評価基準	配点	最高点数
還元率 (手数料率)	還元率(手数料率)の高さ。ブロック内の還元率を合計して右記のとおり点数化する。	ブロック内の還元率の合計が最も大きい事業者を満点とし、その比率を乗じて点数化する。	60点
本会への貢献・協力の実績	本会の事業等への具体的な貢献や協力の実績を有するか。	実績があれば5点とする。ただし、その頻度や内容等に応じて点数を加減する。	10点
川口市への貢献・協力の実績	川口市の事業等への具体的な貢献や協力の実績を有するか。	実績があれば5点とする。ただし、その頻度や内容等に応じて点数を加減する。	10点
自由提案	本会や市内の福祉推進にメリットがあるか。	提案があれば5点とする。ただし、その実現性や必要性等に応じて点数を加減する。	20点
合 計			100点

(3) 決定の時期及び通知方法

①決定日

令和7年5月下旬(予定)

②通知方法

すべての申込者に書面にて結果を通知するほか、本会ホームページにて公表する。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- ・不正行為や虚偽の申請を行ったことが判明した場合

- ・仕様に定められた業務を履行できない場合
- ・その他、設置事業者としての信頼や品位を損なう行為等が判明した場合

## 8 質問の受付

### (1) 質問方法及び受付期間

- ・本件に関して質問がある場合は、令和7年4月7日（月）から4月11日（金）の期間内に所定の質問書【所定用紙③】を本会担当窓口へ提出するものとし、期間外や所定用紙によらない質問は、一切受け付けない。ただし、申し込み等の事務手続きに関する質問はこの限りではない。
- ・メールやFAXなど、持参以外の手段で質問書を提出した場合は、必ず電話により受信の確認をすること。
- ・質問書の提出期限は厳守とし、4月11日（金）の17時15分時点で本会担当窓口にて受理していないものは全て無効とする。

### (2) 質問への回答

質問事項及び回答については、4月16日（水）を目安に本会のホームページにて公開する。

## 9 提出書類の電子データの取得

提出書類の作成に際して電子データが必要な場合は、令和7年5月7日（水）から5月21日（水）までの間に本会へメールで申し出ること。その際、メールには「事業者名」「担当者名」「連絡先の電話番号」「返信先のメールアドレス」を明記し、メール送信後に必ず電話により受信の確認をすること。

**社会福祉法人 川口市社会福祉協議会** 担当：企画総務課 清水・小泉

住 所) 川口市青木3-3-1 青木会館2階

電 話) 048-252-1294

FAX) 048-256-4344

URL) <http://www.kawaguchisyakyo.jp>

E-mail) [kwgc-syakyo@kawaguchisyakyo.jp](mailto:kwgc-syakyo@kawaguchisyakyo.jp)

※営業時間は祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までです。本件に関するお問い合わせや書類の提出などは、すべてこの時間内でのみ対応します。

# 川口市役所新庁舎 2 期棟における自動販売機設置事業者

## 公募スケジュール

令和 7 年 4 月 1 日 (火)	…	募集開始 (要項配布)
↓		
4 月 7 日 (月) ~ 4 月 11 日 (金)	…	質問受付期間
↓		
4 月 16 日 (水) ※予定	…	質問事項・回答の公表
↓		
4 月 30 日 (水)	…	募集締め切り
↓		
5 月中旬 ※予定	…	選考会
↓		
5 月下旬 ※予定	…	結果通知・公表
↓		
6 月初旬 ~ 6 月 20 日 (金)	…	設置の契約・調整、ラッピングデザインの決定
↓		
6 月 30 日 (月) 【予定】	…	当日内に設置完了